

岩手競馬再生推進基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 12 号

岩手競馬再生推進基金条例施行規則の一部を改正する規則

岩手競馬再生推進基金条例施行規則（平成 19 年岩手県規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸付条件)</p> <p>第 3 条 組合及び構成団体に対する資金の貸付条件は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 貸付期間</p> <p>ア 組合 年度初め（平成18年度については、資金の貸付けを行った日）から当該年度末までの 1 年以内とする。</p> <p>イ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(貸付条件)</p> <p>第 3 条 組合及び構成団体に対する資金の貸付条件は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 貸付期間</p> <p>ア 組合 年度初め（平成18年度については、資金の貸付けを行った日）から当該年度末までの 1 年以内<u>（当該年度末に組合が資金の償還を行う際に知事が必要と認めて貸付けを行う場合にあつては、当該資金の償還を行う日から翌年度分の資金の貸付けを行う日までの期間）</u>とする。</p> <p>イ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(補則)</u></p> <p>第11条 第 2 条から前条までに定めるもののほか、<u>条例第 1 条に規定する基金に運用することができる財産がある場合においては、当該財産の運用として、組合に対して、年度内の一定の期間を限って、貸付けを行うことができる。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。